

令和9年度税制改正意見書

趣旨説明資料



「令和9年度税制改正意見書」はじめに

- 近年の世界経済は、地政学的リスクの長期化、インフレ圧力の高止まり、金融引締めから緩和への転換局面、さらにはデジタル化・脱炭素化の加速といった構造的変化の只中にある。とりわけ、円安基調の定着やエネルギー・原材料価格の不安定さは、企業収益や家計の実質所得に影響を与え、日本経済の持続的成長に対する不確実性を高めている。
- こうした環境下において、日本経済は、短期的な景気変動への対応にとどまらず、中長期的な成長力の強化に向けた方向性を明確にすることが求められている。税制は、こうした政策目標を実現するための基幹的な制度であり、企業や個人の行動を適切に誘導し、経済全体の効率性・公平性・簡索性を確保する観点から不断の見直しが求められる。
- 政府においては、「財政の持続可能性」を確保しながら、「大胆な投資」により力強い経済成長につなげ、税収の増加を通じてさらなる投資を可能とする「投資と成長の好循環」を生み出していくことを、最重要課題として取り組みを進めている。
- 税制は、こうした政策目標を実現するための基幹的な制度であり、企業や個人の行動を適切に誘導し、経済全体の効率性・公平性・簡索性を確保する観点から不断の見直しが求められる。
- 当協会は、これまでも税制で解決できる課題について積極的に情報発信するとともに、関係者と協議を重ね、その年の解決すべき重点課題に対する意見を取りまとめてきた。本意見書が多くの関係者の耳目を集め、意見交換の場となり、少しでも政策の実現に貢献できることを所望する。

第一部 税制の在り方に関する提言

意見書 1～8ページ参照

我が国が抱えている社会的問題への対策について**4分野9項目**について、税制の観点から提言を行った。

I 日本企業の競争力の強化について

1. デジタル経済に対して実効性に即した税制を構築すること

2. 起業家を多数輩出するための「人」への投資、成長企業の担い手である高度人材の確保、スタートアップの成長促進を後押しする税制を構築すること

II 経済社会構造の変化、少子高齢化への対応について

1. 働き方の多様化に対応すべく既存の税制を再検討すること

2. DXによる税務行政の効率化の推進と納税者の権利保護を両立すること

3. 世帯間の働き方の差異に対する税制の中立性を確保するため及び少子化対策のために所得控除の見直し等を検討すること

III 経済格差の是正について

1. 高齢者世代から若年世代への資産移転と資産格差是正のため相続税及び贈与税の制度の在り方を引き続き検討すること

2. 世帯間の資産格差を助長しないために税制を見直すこと

3. 給付付き税額控除の導入に当たっては、真に支援が必要な対象者の選定を行うこと（☆）

IV 財源の裏付けのある税制の更新について

第二部 令和9年度税制改正に関する個別意見

意見書 9～60ページ参照

主に、現行税制の問題等に関するものであることを基本に、各税制について、**合計98項目**、そのうち、政策意見として、税制の構造的問題（フレームワーク）に関して**合計7分野8項目**の意見を行った。

政策意見 7分野8項目

1. 【法人税法における課税所得計算と企業会計の調整について】

- 法人税法の改正に当たっては、企業会計の基準を十分に尊重することを前提に、会計と税務の差異を明確にすること

2. 【取引相場のない株式等の評価について】

- 取引相場のない株式等の評価について、事業承継や成長投資の観点を考慮すること（☆）

3. 【事業承継税制について】

- 事業承継税制を中小企業の円滑な事業承継に資する税制として維持すること

4. 【スタートアップ・エコシステムに対する税制について】

- スタートアップ・エコシステムに対する税制面での環境整備について一層の充実を図ること

5. 【インボイス制度について】

- インボイス制度導入時から当面の間は、課税当局による更正処分等について柔軟に対応するとともに、小規模事業者の納税環境の一層の充実を図ること

6. 【納税環境整備等について】

- 税務手続において使用されている番号を整理し、統合すること
- 税制改正に当たっては、国民が公共サービス水準と国の財政状態の比較において税制改正を議論できるよう、改正手続における十分な周知期間を設けること

7. 【税法における金額基準等の見直しについて】

- 昨今の急速な物価変動に伴う金額基準や技術革新に伴う法定耐用年数の見直しを図ること

重点意見

今年度特に重要と位置付ける「重点意見」について4項目を選定

① 研究開発税制における、人件費に係る専ら要件を削除すること

(第二部 令和9年度税制改正に関する個別意見 II 個別別税制に関する意見 1. (23))

② 取引相場のない株式等の評価について、事業承継や成長投資の観点を考慮すること (☆)

(第二部 令和9年度税制改正に関する個別意見 I 政策意見 2.)

③ 事業承継税制を中小企業の円滑な事業承継に資する税制として維持すること

(第二部 令和9年度税制改正に関する個別意見 I 政策意見 3.)

④ 期中取得した外国子会社に係る外国子会社合算税制の所得合算範囲の適正化を図ること (☆)

(第二部 令和9年度税制改正に関する個別意見 II 個別税制に関する意見 7. (9))

① 研究開発税制における、人件費に係る専ら要件を削除すること

(第二部 令和9年度税制改正に関する個別意見 II 個別別税制に関する意見 1. (23))

製品の製造等に係る試験研究のために要する費用に含まれる人件費は、「専門的知識をもって当該試験研究の業務に「専ら」従事する者に係るものに限る。」と規定されている（措令27の4⑤一）。

- ▶ 中小企業においては限られた人的資源の中で試験研究に取り組みざるを得ない実態があり、多くの場合は試験研究以外の業務を兼務しながら試験研究業務を行う実態がある。
- ▶ 中小企業では経営者や経営陣が自ら技術者として試験研究を行うことが多く、その役員が専門的知識を有しその試験研究を行う場合にはこれに係る役員給与についても試験研究費の税額控除の対象に含まれるべきであるところ、「専ら」要件の存在により、中小企業では人件費に係る本税制の適用が抑制的になっている。

↓

試験研究のために要する費用に含まれる人件費について、「専ら」要件を満たさなくとも専門的知識をもって試験研究の業務に従事していることを客観的に示すことができる限りにおいては試験研究費の税額控除の対象とできるように、試験研究のために要する費用に含まれる人件費の定義から「専ら」要件を削除されたい。

② 取引相場のない株式等の評価について、事業承継や成長投資の観点を考慮すること（☆）

（第二部 令和9年度税制改正に関する個別意見 I 政策意見 2.）

取引相場のない株式等の評価については、相続税法22条に規定される時価主義の下、財産評価基本通達（以下「評価通達」という。）において、評価会社の規模及び株主の区分に応じて異なる評価方法が定められている。

↓

このうち、純資産価額方式は、各資産の合計額から各負債の合計額を控除することで評価額が算定される方式であり、法人の清算を前提とした評価となる。これは、事業承継される会社の取引相場のない株式等の評価においても同様であり、相続・贈与後も事業継続を前提として使用する事業用財産（土地・建物等）を含む全ての資産について清算を前提として評価することとなる。

↓

我が国において、公平かつ確実な課税の機会が確保されるべきことは当然であるが、事業承継が本来、長期的な視点での事業計画や成長投資を検討する機会であることに鑑みれば、**事業継続のために必要不可欠な事業用財産については換金・処分の困難性に見合った評価方式を採用すること**、若しくは、各資産の評価額から当該換金・処分の困難性に見合う一定の額を控除して算定する方式を検討することは、**担税力の観点から必ずしも不合理とは言い切れず**、かつ、その後の企業の成長を通じて我が国経済に貢献することも考えられる。

↓

会計検査院「令和5年度決算検査報告」においても、「評価制度の在り方について様々な観点からより適切なものとなるよう検討を行っていくことが肝要」とされており、**純資産価額方式について、事業用資産の換金可能性（担税力）に見合った評価方法を検討することは、評価通達に基づく各評価方式の評価額の乖離を縮小し、取引相場のない株式等の評価の公平性につながるものと考えられる。**

③ 事業承継税制を中小企業の円滑な事業承継に資する税制として維持すること

(第二部 令和9年度税制改正に関する個別意見 I 政策意見 3.)

事業承継税制は、経営承継の一層の円滑化により経営者高齢化や後継者不足による廃業を減少させるため、納税資金を自社に投資することで技術力やサービスを中心とした経営資源をより成長させるためなど、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続や発展を実現させる目的で創設された。また現実問題として、非上場株式は、相続税・贈与税の評価において流動性の極端な低さが十分反映されずに評価されることとなり、そのために納税に苦慮する後継者の要請に応じたものでもある。

↓

現行制度では、**特例措置であれ一般措置であれ課税の繰延べであり、猶予された税額が、事業承継後更に次世代に事業承継されるまで、長期間にわたり続くこともあり得る。**その余りに長期にわたる期間中に、何らかの原因で納税猶予の取消事由が発生し、その猶予された税額の納税が必要になる可能性があることは否めない。こうしたリスクに対して、慎重な経営者ほど将来の不確実性や長期にわたる手続きコストを避ける傾向にあると考えられる。そのため、このような適用を躊躇する状況に対する対応が必要不可欠である。

↓

そこで、納税猶予に対する将来リスクの緩和という観点から、事業承継税制適用後から相当程度の年数経過後においても承継した事業が適切に継続しているものと認められる場合には、猶予した納税額を逡減させていく減額措置の創設を検討されたい(次ページに続く)。

③ 事業承継税制を中小企業の円滑な事業承継に資する税制として維持すること

（第二部 令和9年度税制改正に関する個別意見 I 政策意見 3.）

また、一般論として中小同族会社の円滑な事業承継のためには、株式の分散を防止して後継者が安定的な経営権を確保することが必要と考えられる。この点、特例措置では全株式について事業承継税制の対象になるが、一般措置は3分の2の株式までしか対象にならない。また、その対象株式の相続税の納税猶予割合は特例措置では100%であるが一般措置では80%である。一般措置では、事業承継の阻害要因の一つである多額の税負担に対する十分な解決策とは言えず、社会的な課題とされる円滑な事業承継に寄与する制度とは言い難い。

↓

したがって、令和9年に特例措置が期限切れとなった後も事業承継税制が中小企業における円滑な事業承継に資するべく、一般措置における対象株式の3分の2という制限の撤廃、雇用維持などの諸要件の大幅な緩和などを積極的に検討されたい。

↓

また、平成31年度税制改正で創設された「個人版事業承継税制」についても、特例の適用状況や実務上の課題等を踏まえ、必要な見直しを検討されたい。

④ 期中取得した外国子会社に係る外国子会社合算税制の所得合算範囲の適正化を図ること（☆）

（（第二部 令和9年度税制改正に関する個別意見 II 個別税制に関する意見 7. (9)）

外国子会社合算税制においては、事業年度末時点における資本関係その他の要件に基づき、当該外国法人が外国関係会社、特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するか否かが判定され、その判定結果に応じて、当該事業年度に係る所得の合算課税の適否が決定される仕組みとなっている。

↓

このため、原則として、事業年度末時点の状況に基づき、当該事業年度全体の所得が一体として合算対象所得に含まれることとなる。

↓

このような制度構造の下では、**事業年度の途中で外国法人の株式を取得し**、当該法人が従前は我が国の外国子会社合算税制の適用対象となっていなかった状態から、**新たに外国関係会社に該当することとなった場合であっても**、その後の判定の結果、外国子会社合算税制に基づく合算対象となるときには、外国関係会社に該当する以前の期間に対応する損益を含め、**当該事業年度に係る所得が合算課税に反映されることとなる**。この結果、課税の帰責及び外国子会社合算税制の趣旨である租税回避防止の観点からみて、適正な課税がなされない結果となっている。

↓

このため、事業年度の途中で新たに外国関係会社に該当することとなった外国法人については、**株式取得後の期間に対応する所得に限定して合算対象所得を算定すること**、又は外国関係会社に該当する以前の期間に対応する損益を合算対象所得から除外することを認められたい。

●● 信頼の力を未来へ

jicpa



日本公認会計士協会